四三一　労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件　厚生労働大臣　二八　278　五〇
四三二　厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を改正する件　厚生労働大臣　二八　278　五一
○農林水産省
二〇一一　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　農林水産大臣　二　三
二〇一二　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　農林水産大臣　一　四
二〇一三　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　農林水産大臣　二　三
二〇一四―二〇二一　保安林の指定をする件　農林水産大臣　一　四
二〇二二　平成二十三年産の春植えばれいしょに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件　農林水産大臣　二　五
二〇二三―二〇三八　保安林の指定をする件　農林水産大臣　三　二
二〇三九―二〇四六　保安林の指定施業要件を変更する件　農林水産大臣　三　五
二〇四七　地すべり防止区域を追加指定する件　農林水産大臣　六　四
二〇四八　農林物資の規格化及び品質表示の適正化の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　農林水産大臣　六　四
二〇四九―二〇六四　保安林の指定をする件　農林水産大臣　六　四
二〇六五―二〇八〇　〃　農林水産大臣　七　三
二〇八一　保安林の指定を解除する件　農林水産大臣　七　五
二〇八二　地すべり防止区域を指定する件　農林水産大臣　七　五
二〇八三　地すべり防止区域を追加指定する件　農林水産大臣　七　五
二〇八四　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　農林水産大臣　七　258　三
二〇八五―二〇九八　保安林の指定をする件　農林水産大臣　八　三
二〇九九―二一〇八　〃　農林水産大臣　九　五
二一〇九―二一一四　保安林の指定を解除する件　農林水産大臣　九　六
二一一五　肥料を登録した件　農林水産大臣　九　261　一
二一一六　肥料の登録の有効期間を更新した件　農林水産大臣　九　261　三
二一一七　肥料の名称又は生産業者の住所の変更に係る届出があった件　農林水産大臣　九　261　七
二一一八　肥料の登録を失効した件　農林水産大臣　九　261　七
二一一九―二一四二　保安林の指定をする件　農林水産大臣　一〇　263　九
二一四三―二一八九　〃　農林水産大臣　一三　264　六
二一九〇―二一九四　〃　農林水産大臣　一四　四
二一九五―二二〇五　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　農林水産大臣　一四　265　五
二二〇六―二二三二　種苗法第十三条第二項の規定に基づき、品種登録出願を取り下げた件　農林水産大臣　一五　四
二二三三　収穫基準共済掛金率等及び樹体基準共済掛金率等並びに収穫責任保険歩合及び樹体責任保険歩合を定める件の一部を改正する件　農林水産大臣　一五　五
二二三四　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　農林水産大臣　一五　266　五
二二三五―二二三九　保安林の指定をする件　農林水産大臣　一六　三
二二四〇―二二四四　保安林の指定を解除する件　農林水産大臣　一六　五
二二四五　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　農林水産大臣　二〇　四
二二四六　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　農林水産大臣　二〇　四
二二四七　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件　農林水産大臣　二〇　四
二二四八　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　農林水産大臣　二〇　四
二二四九　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第五条の規定に基づき大韓民国国民が表示しなければならない標識を定める件の一部を改正する件　農林水産大臣　二一　四
二二五〇　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第五条の規定に基づき中華人民共和国国民が表示しなければならない標識を定める件の一部を改正する件　農林水産大臣　二一　四
二二五一　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての登録認定機関の登録の失効に関する件　農林水産大臣　二一　四
二二五二―二二六七　保安林の指定をする件　農林水産大臣　二一　四
二二六八　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件　農林水産大臣　二二　三